戸 籍 法 の _ 部 を改正する法 律 案 (閣 法 第五九号)(衆議 院送付) 要旨

本 · 法 律 案 ば 戸 籍 に 記 載 さ れ た 個 人 情 報 を 保 護 す る た め、 戸 籍 の 公 開 制 度 を 見 直 ŕ 戸 籍 の 謄 抄 本 等 の 交

付 の 請 求 を することができる場 合 を 制 限 す るとともに、 当 該 請 求 を す る 者 の 本 人 確 認、 不 正 に . 交 付 を 受 け た

者 の 処 罰 等を 行 11 ま た、 戸 籍 の 真 実 性 を 担 保 す る た め、 届 出 の 受 理 の 通 知 手 続 等 を 定定 め る など戸

戸 籍 謄 本 等 の 交 付 請 求 が で きる 場 合 の 見 直

に

つ

L١

て

所

要

の

整

備

を

行

お

うとする

も

の

で

あ

ı)

そ

の

主

な

内

容

は

次

の

۲

お

IJ

で

あ

る。

籍

の

制

度

1 戸 籍 に 記 載 さ れ て L١ る 者 等 以 外 の 者 に ょ る 交 付 請 求 に つ しし て ば 自 己 の 権 利 を行 使 L 又は 義 務 を 履 行

す る た め ات 必 要 が あ る 場 合等 戸 籍 の 記 載 事 項 を 利 用 す る 正 当 な 理 由 が あ る 場 合 に 制 限 す る。

2 戸 籍 謄 本 等 の 交 付 請 求をす る 者 ιţ 運 転 免 許 証 を 提 示する方法等 に より、 氏 名そ の 他 の 本 人 特 定 事 項

を 明 5 か に するとともに、 請 求 が代理人等によってされる場合は、 代理権 限等を明 らかに U なけ れ ば な

らない。

二、戸籍の記載の真実性を担保するための措置

婚姻 心や協議 離婚、 養子縁組等の届出について、 届書を市町村の窓口に持参した者が婚姻等をする本人

1

であることが確認できなかっ た場合は、 確認できなかっ た 本 人に対. U 婚姻等 の 届 出が受理されたことを

通知する。

2 1 の 届出につい て、 届出の本人は、 自己が届書を持参したことが確認できない限りその届出を受理し

ないようあらかじめ市町村長に対し申出をすることができる。

 \equiv

制裁

の

強

化

偽 IJ そ の 他 不 正 の手段に より戸籍謄 本等の交付を受け た場^々 合の制裁を強化 ŕ 過 料 の 制 裁を 罰金刑 の 制

裁に改める。

四、施行期日

こ の法律は、 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。